

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区新木場四丁目1番30号

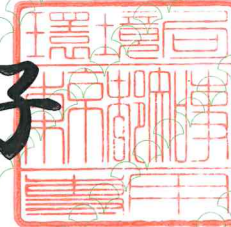
氏名 日本サンティション株式会社  
代表取締役 植田 健

優良

第14条第1項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
第14条の2第1項  
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 1月 1日

許可の有効年月日 令和 6年12月31日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

（以上16種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）

（以上7種類）

## 2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地

(1) 東京都江東区新木場四丁目1番30号

(2) 東京都大田区京浜島二丁目18番7号

## 3 許可の条件

(1) 上記2(1)の積替え保管施設における作業時間は、原則として7時30分から18時までとし、上記2(2)の積替え保管施設における作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 1月 1日 新規許可

平成 30年 1月 1日 更新許可 第5回

令和 元年 7月 29日 変更許可 業の拡大（積替え保管を含む。）

令和 元年 10月 30日 変更届 施設(2)の追加、積替え保管できる産業廃棄物の品目の追加

令和 3年 11月 18日 変更届 積替え保管できる種類の追加（廃油）、施設(2)における品目の追加

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

## 2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都江東区新木場四丁目1番30号

積替え保管面積：2,448㎡ 最大保管高さ：1.2m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	ペール缶 2個	0.10 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶 2個	0.59 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ポリ容器 2個	0.21 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃ランプ類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	ポリ容器 2個	0.16 m <sup>3</sup>
	合計保管量	1.06 m <sup>3</sup>

(2) 施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目18番7号

積替え保管面積：479.79㎡ 最大保管高さ：0.9m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	ペール缶 8個	0.16 m <sup>3</sup>
木くず	コンテナ 1個	1.45 m <sup>3</sup>
がれき類	コンテナ 1個	1.45 m <sup>3</sup>
	合計保管量	3.06 m <sup>3</sup>

(以下余白)